

# 戦時下日立製作所水戸工場の工場進出と旧勝田町の法定都市計画 RELATION BETWEEN THE INDUSTRIAL DEVELOPMENT OF MITO WORKS OF HITACHI LTD. AND OFFICIAL CITY PLAN OF KATSUTA DURING WWII

中野茂夫\*, 小山雄資\*\*, 不破正仁\*\*\*, 中島 伸\*\*\*\*  
*Shigeo NAKANO, Yusuke KOYAMA, Masahito FUWA  
and Shin NAKAJIMA*

The purpose of this paper is to clarify the relation between the industrial development of Mito works of Hitachi, Ltd. and official city plan of Katsuta during WWII. Uchida Yoshikazu, professor of Tokyo Imperial University, the most authority figure of architecture, planned company housing and Town plan of Hitachi, Ltd. His plan was followed the theory of the neighborhood unit.

Katsuta official city plan was draw up street plan but it was followed an existing road improvement plan. Since then, additional street plan was instituted beyond the land readjustment area and surround all over the Mito works. Katsuta land readjustment plan was followed the theory of the neighborhood unit, too. Consequently, the industrial development of Mito works and Katsuta official city plan was closely related. But the neighborhood unit plan was not realization and normal land readjustment was practiced.

**Keywords :** *Company town, Planning history, Katsuta, Hitachi, Ltd., Uchida Yoshikazu,  
The Neighborhood Unit*

企業城下町, 都市計画史, 勝田, 日立製作所, 内田祥三, 近隣住区論

## はじめに

戦時下の都市計画は、現代都市計画の原型ともなったという評価がされているが<sup>1)</sup>、当時、「工業ノ地方分散化」が国策として推進されていたことに鑑みれば、地方の工業開発にもなう都市計画はもっとも重要な課題のひとつだったと位置づけられよう。本稿で取り上げる日立製作所は、戦時中の軍需産業を担った代表的な企業であった<sup>2)</sup>。

昭和戦前期、日立製作所は旧日立市を中心に高萩、旧多賀町（現日立市）、旧勝田町（現ひたちなか市）に工場を展開し、「日立製作所工業地帯」といってよい産業空間を築き上げた。これまで筆者は、旧日立市と旧多賀町における工業開発の実態と都市計画との関係について明らかにしている<sup>3)</sup>。旧日立市では日立特殊土木事業という法定都市計画ではない道路事業によって産業基盤が整備されていた。一方、新興工業都市の指定を受けた旧多賀町では、公共団体施行の土地区画整理事業が計画されており、日立製作所の輸送と通勤に係る道路が優先的に整備された。これら二つの都市では、計画の過程や事業化の手段は異なっていたが、日立製作所に関連する産業基盤を最優先に整備していたという点では共通していた。

本稿で取り上げる旧勝田町の都市計画は、旧日立市、旧多賀町につづく、茨城県北部における戦前最後の大規模な工業開発だったと位置づけられる。戦時下という特殊な状況下ではあるが、戦前における工業開発の一つの到達点を示しているのではないかと考えられる。なお、日立製作所の勝田地域への進出過程については、経済史

の分野で山下直登氏が用地買収という観点から行政、企業、地元住民の動向について詳細な検討を行っているが<sup>4)</sup>、それにもなう都市計画の実態については明らかにされていない。

したがって、本稿では、戦時下における日立製作所の勝田地域への工場進出とそれにもなう法定都市計画について、その全体像を明らかにすることを目的とする。まず日立製作所の工場進出について工場用地の取得、工場の配置、社宅街の造成といった観点から明らかにする。その上で、勝田の法定都市計画がどのように立案され、計画決定・事業化されていったのかについて、都市計画茨城地方委員会での審議や具体的な計画内容を中心に明らかにする。

本稿では主史料として、国立公文書館所蔵の都市計画関係史料<sup>5)</sup>、茨城県立歴史館所蔵の都市計画茨城地方委員会会議録等の行政文書<sup>6)</sup>、日立製作所関連の社史<sup>7)</sup>および回顧録<sup>8)</sup>、日立製作所の工業開発に関わっていた内田祥三の旧蔵資料<sup>9)</sup>を主史料として用いる。

## 1. 日立製作所の勝田進出の経緯

### 1.1 用地買収

日立製作所の勝田地域における用地買収については、山下氏の論考<sup>10)</sup>に詳しいので、詳細は同書にゆずるとして、ここでは都市計画の前提となる事項についてのみ要点を整理しておきたい。

日立製作所は、日中戦争以後、軍需生産の一環として特殊生産鋼部門を拡充していった。その工場建設にあたって、多賀工場の買収に難航した経緯をふまえ、昭和14年8月17日、国有林の多い勝田地域

\* 島根大学大学院総合理工学研究科  
建築・生産設計工学領域 准教授・博士(都市・地域計画)  
\*\* 鹿児島大学大学院理工学研究科 助教・博士(社会工学)  
\*\*\* 神戸芸術工科大学 助手・博士(工学)  
\*\*\*\* 東京大学先端科学技術研究センター 助教・博士(工学)

Assoc. Prof., Graduate School of Architecture and Production Design Engineering, Shimane Univ., Ph. D. in Urban and Regional Planning  
Assist. Prof., Graduate School of Science & Engineering, Kagoshima Univ., Ph. D.  
Research Assoc., Kobe Design University, Ph. D.  
Assist. Prof., Research Center for Advanced Science and Technology, The Univ. of Tokyo, Ph. D.

への進出が決定された。当初、工場予定地とされたのは勝田駅周辺の旧勝田村、旧川田村、旧中野村の三村にわたる約70万坪であった。その後、工場予定地は拡大され、最終的には105万坪にも及ぶことになる。その過程で、日立製作所は、県と陸軍省に対して斡旋を依頼し、用地買収を推進していった。県の斡旋で用地買収したのは、旧日立市の海岸工場、旧多賀町の多賀工場と同様の方法であったが、戦争が激化するなか軍から支援を得ているという点で異なっていた。

## 1.2 工場進出

新工場は、勝田町が将来的に南に接する水戸市に合併されることを県が要望していたこともあって日立製作所水戸工場と命名された。昭和14年11月に臨時水戸工場建設事務所を設置し、翌年1月20日に地鎮祭を挙げて工場建設を開始した。工場は段階的に建設され、本格的に操業を開始したのは昭和16年10月からである。

日立製作所水戸工場は製鋼関係、機械関係、精器関係の三つに分れており、各部署は戦後、それぞれ勝田工場、水戸工場、那珂工場（場所を移転）に引き継がれていくことになる（図1）。工場配置については、まず土地買収の段階から精器関係は金上地区と決められており、日立兵器株式会社と同じ区域に配置された。一方、日立製作所水戸工場の主要部は、堀口地区と市毛地区にわたって建設されることになったが、軍部の将来計画との兼ね合いからレイアウトは容易ではなかった。製鋼工場は、重量のある資材を必要とするため、駅に近い必要があった。一方、機械関係は、精密作業を要するため、製鋼工場から離れていなければならなかった。このため製鋼



図1 終戦後の勝田町  
・国土地理院所蔵「米軍空中写真」（1946年3月25日、4月12日、6月26日、7月24日撮影）より復元的に作成。

工場は駅の方から、機械関係の工場は国道沿いから順次建設していったという<sup>11)</sup>。工場敷地は、縦割りに貫通する道路が建設され、工場の建屋は製品の流れに配慮してすべて同じ方向を向くように配置された。建屋の向きは土地の形状を考慮して、東西方向より四五度傾くように決定された。

水戸工場の場合、当初、水戸市内から通勤する従業員が多かったが、昭和15年以降、社宅・寮が建設されるようになった。主要な社宅街は、石川社宅（昭和16-18年）、勝倉社宅（昭和18年）、堀口社宅（昭和17年）であった（図1）。そのなかでも、勝田駅東側の広大な土地に一体的に計画された石川社宅と勝倉社宅は、勝田の都市計画においても重要な位置を占めていた。昭和17年6月には、日立製作所への住宅供給を目的として設立された日立土地株式会社が住宅営団の代行機関に指定され、勝田でも住宅供給を開始した。勝田では、昭和17年度に勝倉住宅（当初計画210戸）、昭和18年度に長堀住宅（同470戸）、津田住宅（同290戸）、金上住宅（同30戸）が計画され、終戦までに長堀で152戸、津田で172戸が竣工した<sup>12)</sup>。なお、住宅営団は資材と人夫が不足するなか、工期を守った場合、総建坪の坪あたり5円の懸賞金を出す制度を設けていたが、勝倉住宅に関連して昭和18年9月と10月に各30戸ずつ懸賞金を受領しており、少なくとも60戸建設していたことが確認される。戦後、日立土地株式会社の住宅計画は一部縮小されたが、昭和21~22年の住宅営団引取住宅補完作業によって一応の完成をみた<sup>13)</sup>。

一方、日立製作所の工場進出にともなって、昭和15年4月29日、旧勝田村、旧中野村、旧川田村が合併してあらたに勝田町が誕生した。このとき日立製作所は道路改修費、小学校の建設費等を含めて合計35万1,000円の寄附を行っている<sup>14)</sup>。こうした寄附行為は、工場進出によって引き起こされた摩擦に対処するための必要経費だったと考えられる。この点は日立、多賀とも共通しており<sup>15)</sup>、当時の工場進出における常套手段だったとみてよい。

## 1.3 内田祥三の計画案

ところで、日立製作所は、勝田への工場進出にあたって住宅地計画を内田祥三（当時、東京帝国大学教授）に



図2 内田祥三・祥文による勝田住宅地計画（計画A）の主要部分を抜粋  
・東京都公文書館所蔵「内田祥三資料」所収。

依頼していた<sup>16)</sup>。内田の構想をもとに息子の内田祥文が作成した計画案は、近隣住区論の影響を受けたものであった。とりわけ住区の中央に緑地帯を設けて歩者分離を徹底している点は、当時としてはかなり先進的だったと評価されよう（図2）。内田祥三らが1938年に手がけた大同（現中国山西省）の都市計画には、近隣住区論が取り入れていたことが知られているが<sup>17)</sup>、おそらくそれを国内の工業都市に応用しようとしたものと推測される。結局、内田による勝田の住宅地計画案は修正案も含めて幻に終わってしまうのだが、後述するように、近隣住区の考え方が法定都市計画に取り入れられていたと考えられる点で重要だった。なお、内田らは勝田だけでなく、日立製作所の一連の社宅街（会瀬、塙山、小咲山）を計画しており、それらを含めた計画理念や具体的な住宅地計画の内容については、別稿で詳述することにした。

## 2. 法定都市計画の導入

日立製作所水戸工場の立地とともに勝田町の人口は増加し、住宅難となった。当時の住宅状況について、『住宅事情調査報告・第一輯』<sup>18)</sup>には、以下のように記されている。

…勝田町人口は昭和十五年四月近接三箇村合併当地僅々九〇〇〇人余にすぎなかったが、日立兵器及日立製作所の工場設置に伴ふ急速なる業務拡張とともに、人口も急激なる膨張計画を示し、現在推定人口約一七〇〇〇人程度である。目下の処毎月約四〇〇人余の人口増加数を示してゐるが、現在人口に於ても将来の増加人口に於ても、其の大部分は全て右両工場職員及労務員とその家族と見做し得る様である。

この記述から、昭和15年4月から調査が実施された翌年12月までわずか一年半のあいだに、人口は8,000人ほど増加していることがわかる。そのほとんどが日立製作所の職員と労働者およびその家族であった。こうした人口増加にともない都市計画が求められるようになった。前掲『住宅事情調査報告・第一輯』<sup>19)</sup>には、当時の都市計画の状況についてつぎのように記されている。

…都市計画地方委員会に於ては、既に計画原案を樹立し、数回に渉り計画修正を重ね慎重な態度で臨んでゐるが、勝田町の情勢よりして、当然工場側事業計画及労務計画こそ都市計画案の核芯的な位相にあり、自然、都市計画地方委員会に対しては工場側が主動的、先行的な役割を果たしつつあるのであるが、部分的には相互の進捗の食違ひ等が避け得られぬ為、多少支障を生じる場合もある様である。

併しながら現状に於ては、右都市計画は起債の困難なることよりして財源

表1 勝田都市計画略年表

年代	事項
昭和17年12月22日	第十一回都市計画茨城地方委員会〔都市計画街路〕
昭和18年1月20日	勝田都市計画街路決定
昭和18年8月20日	第十二回都市計画茨城地方委員会〔都市計画街路の追加〕
昭和18年9月9日	都市計画街路事業及其ノ執行年度決定
昭和18年9月20日	勝田都市計画街路追加決定
昭和18年10月30日	第十三回都市計画茨城地方委員会〔土地区画整理〕
昭和18年11月26日	勝田都市計画土地区画整理決定
昭和19年2月18日	勝田都市計画土地区画整理事業告示
昭和19年4月28日	勝田都市計画事業勝田土地区画整理ニ関スル施行規程認可 勝田都市計画事業勝田土地区画整理設計書認可
昭和19年11月27日	勝田土地区画整理委員会規程

・国立公文書館所蔵「公文雑纂」ほか都市計画関係史料、茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」ほか都市計画関係史料より作成。〔〕内は審議の内容。

全くなく実施困難なる状況に立至り、自然一切の計画実施は挙げて会社側に委ねらるゝ如き事情である。依つて会社側に於ても「日立製作所水戸工場建設事務所」を設置、工場建設はもとより、住宅施設其他一切の建設遂行に當つてゐるのである…。

同書の調査が行われた昭和16年末の時点で、すでに数回にわたつて計画が練り直されていたことがわかる。勝田では、日立製作所の事業計画、住宅地計画が重要な位置を占めており、都市計画策定の現場でも日立製作所が主導的な役割を担っていたことがうかがえる。そして日立製作所水戸工場建設事務所では、法定都市計画の事業化に先行して社宅街を造成しつつあった。

同史料<sup>20)</sup>には、つづけてつぎのように記されている。

…此等諸事情を通観するに、勝田町の現況は殆かも白紙の如きものであつて、地形も殆んど起伏なき平坦地であり、我国に於ける新興工業都市計画としては、当に典型的且理想的な課題をなしてゐるのである。此処に於て近々実現せらるべき都市建設がもし仮に何等見るべきものを示さざる如き場合には、それは直接我国都市計画の根本的な問題として露呈せられ批判せらるゝ如き重要性を有してゐるものである。従つて、勝田町に於ける都市計画及住居問題の総合的企画は極めて慎重厳密なる研究題目をなすとともに、その重要な意義が濃く注目せらるゝ所以である。

このように勝田の都市計画は、新興工業都市計画に指定されてはいなかったが、そのモデルとして認識されており、当時の都市計画、住宅計画の専門家の間でも注目されていたことが確認される。もちろん実際に、法定都市計画を策定したのは、都市計画茨城地方委員会なので、以下では、勝田の法定都市計画がどのように策定されたのか、またその具体的内容はどうだったのかについて検討する。

## 3. 都市計画街路の策定

都市計画茨城地方委員会において、勝田が取り上げられるのは昭和17年12月22日に茨城県会議場で開催された第十一回の委員会だった（表1）。その議第二三号で「勝田都市計画街路決定ノ件」が審議された。都市計画茨城地方委員会には、会長を務める茨城県知事の辻山治平のほか、岡野新（勝田町長）をはじめとする町会議員らが出席していた。同委員会の幹事は、守屋陸蔵（庶務課長）、叶礪（土木課長）、大貫英雄（都市計画地方委員会事務官）であり、囑託に秋元忠一（地方事務官）、小野好男（技師）、岩倉正行（書記）、樫村繁三郎がいた。このなかで計画策定の現場で中心的な役割を果たしたのは、土木課長の叶と、都市計画地方委員会技師の小野だったとみられる。小野は勝田に先行して計画された旧多賀町の新興工業都市計画でも手腕を発揮した人物でもある。

さて、第十一回都市計画茨城地方委員会では、幹事の叶から都市計画街路の策定についての経緯が説明された。以下に都市計画街路の内容にかかわる部分を抜粋する<sup>21)</sup>。

…以上ノヤウナ現況ニ即応センガ為ニ防空、防火ハ勿論デゴザイマスガ、交通、保安、衛生等都市建設上ニ必要トスル重要施設ノ計画ヲ急速ニ樹立スルノ必要ニ迫ラレテ居リマスガ、今回ハ取敢ヘズ調査ヲ完了致シマシタニツノ路線ヲ決定セントスルモノデアリマス。図面デ御覽ヲ願ヒマスト二等大路第二類第一号線、是ハ従来ノ国道ヲ幅員ヲ拡張シマシテ交通ヲ円滑ナラシメ、次ニ二等大路第二類第二号線、是ハ現在ノ県道勝田停車場毛線及勝田



表2 戦前勝田の法定都市計画街路

等級	類別	番号	街路名称	幅員	計画決定	事業化
1	2	1	昭通線	33	追加	区
1	3	1	五台橋線	25	追加	
1	3	2	菅谷勝田線	25	追加	
2	1	1	外野金上線	18	追加	区
2	1	2	外野長砂線	18	追加	
2	2	1	市毛枝川線	15	当初	街・区
2	2	2	市毛勝倉線	15	当初	区
2	2	3	勝田佐野線	15	追加	区
2	2	4	日兵中根線	15	追加	
2	2	5	中根前渡線	15	追加	区
2	2	6	水戸飛行場線	15	追加	
2	2	7	田彦中根線	15	追加	区
2	2	8	六ツ野大島線	15	追加	区
2	2	9	六ツ野西中根線	15	追加	
2	3	1	六ツ野西原線	12	追加	
2	3	2	勝田駅枝川線	12	追加	区

・国立公文書館所蔵「公文雑纂」第156巻・都市計画20（昭和18年）より作成。事業決定欄の「街」は都市計画街路事業、「区」は都市計画土地区画整理事業を示す。区画整理による街路整備はいずれも「路線ノ一部」。



図3 勝田町行政区画図一般図・附都市計画街路図

・国立公文書館所蔵「公文雑纂」第138巻・都市計画2（昭和18年）。

うひとつは日立製作所水戸工場と水戸飛行場を連絡するための道路であった（図3）。いずれも、内務省ないし県においてすでに事業が開始されていた路線を追認する計画だったところが特徴的である。

この議題に関しては、特に異議なく、読会を省略して原案が可決され、内務大臣の決定と内閣の認可を受けて昭和18年1月20日、勝田の都市計画街路は正式に計画決定された。このときの決定理由書には、「勝田町へ最近日立製作所日立兵器会社等ノ設置ヲ契機トシテ飛躍的發展ヲ予想セラルヲ以テ将来ノ發展ニ即応スベキ都市計画街路ノ決定ハ急ヲ要スルモノアリ依テ取敢ヘズ調査ヲ完了シテ幹線二路線ヲ都市計画トシテ決定シ以テ市街地ノ造成ニ備ヘムトスルモノナリ」<sup>22)</sup>と記されており、日立製作所の立地にもなう市街化に対処するものであったことがあらためて確認される。

#### 4. 都市計画区域の変更と都市計画街路の追加

停車場湊線ノ幅員ヲ拡張致シマシテ、工場地帯ト県道水戸飛行場方面トノ連絡ヲ図ラウトスルモノデアリマス。此ノニツノ路線ハ何レモ急速ニ実施ノ必要ニ迫ラレテ居リマシテ、国道ノ方ハ既ニ内務省ニ於カレマシテ幅員九「メートル」デ事業ヲ御施行中デゴザイマス。本町将来ノ人口ヲ予想スル時ハ幅員ガ狭小ニ失スカト認メラレマスノデ都市計画街路ト致シマシテハ此ノ際幅員十五「メートル」ニ決定致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス。尚県道ノ方ハ県道改修事業トシマシテ着工イタシテ居リマスノデ、是モ都市計画街路トシテ御決定ヲ願ヒタイト存ズル次第デアリマス。

この説明から、勝田では特に重要な二路線の調査を先行して行い、都市計画街路として決定しようとしていたことがわかる。ひとつは国道の拡幅であり、も

つづいて、勝田の法定都市計画が都市計画茨城地方委員会において取り上げられるのは、第十二回の委員会である。同委員会は昭和18年8月20日に開催され、議二十四号「勝田都市計画区域変更ノ件」、議二十五号「勝田都市計画街路追加決定ノ件」、議二十六号「勝田都市計画街路事業及其ノ執行年度決定ノ件」について審議された。以下、順を追ってみていくことにしたい。幹事に昇格した小野好男による事務報告の後、都市計画区域の変更について、同じく幹事の叶蔵からつぎのような説明が行われた<sup>23)</sup>。

……此ノ飛躍的發展ニ対処センガ為ニハ現在ノ勝田町ダケノ都市計画区域ヲ以テシマシテハ、諸般ノ総合的計画樹立ニ幾多ノ困難ヲ予想セラルルノデアリマス。此ノ二十万ノ都市人口密度ヲ仮リニ一平方「キロメートル」当一人ト致シマスト、二十平方「キロメートル」即チ約六百万坪ノ市街地面積ヲ必要トスルコトニナリマシテ、是ガ配分計画ニハ防空、防火の見地ヨリ致シマシテ農耕地ハ努メテ之ヲ保留シテ都市ノ疎開ヲ図リマスト共ニ、食糧増産ノ犠牲ヲ最小限度ニ止メマシテ、各所ニ散在スル山林地帯ト連絡シテ都市ノ周囲ニ防火緑地トシテ配置シタイト考ヘテ居ルノデアリマス。即チ農林地帯ヲ包容スル田園工業都市ヲ計画シヤウトスルモノデアリマス……

当時、日立製作所の工場は周辺の町村（五代村・菅谷町・佐野村）にも拡張されていたが、それにともない、勝田町だけでなく、周辺も含めた都市計画区域に変更しようとしたものであった。また一方で、戦時下という時局の影響を強く受けており、防空、防火、食糧の確保という観点から、極力農耕地を保留し、周囲に防火緑地を配置しようとしていた点が特徴的である。田園都市の理念を直接取り入れたものではないが、防火緑地というグリーンベルトを周囲に配置しようとしていたことは興味深い。勝田の都市計画区域の変更については異議なく決定された。

つづいて、都市計画街路の追加決定について審議された。表2・図4に示すように、都市全体にわたる14路線の都市計画街路が計画されており、さきにみた計画決定が事業化のために先行して決定されたことを考慮に入れば、追加変更だったとはいえ、実質的にはこれが都市計画街路の立案だったといつてよい。勝田駅から東に一直線に一等大路二類の幅員33mの広幅員街路を設け、それを基準にグリッド状の都市基盤を計画している。ここは日立製作所石川社宅の住宅地計画との関係に配慮したものと考えられる。その北側には、新市街地が想定されており、それを取り囲むように、一等大路三類と二等大路一類、二等大路二類で構成される半円環状の街路網が計画されているのが特徴的である。事業化に向けては、幹事の叶蔵から「此ノ十四路線ノ総事業費ハ約千二百七十四万円ノ巨額ヲ必要ト致シマスノデ、是ガ実施ハ現時局下ニ於テ中々容易ナラスコトデアルト云フヤウナコトガ考ヘラレマスノデ、一応急速發展ヲ予想セラレマス地域カラ土地区画整理事業ヲ併用シマシテ逐次執行スル予定デアリマス」<sup>24)</sup>とあるように、土地区画整理事業として実施することを見込んでいた。この議案も異議なく審議が終了し、読会も省略された。

つづいて「勝田都市計画街路事業及其ノ執行年度決定ノ件」が審議された。このとき事業決定に向けて審議されたのはわずか一等大路二類一号线の一路線だけであり、さきにみた国道拡幅のために先行して計画された街路が該当している。同事業について都市計画茨城地方委員会ではつぎのように説明されている<sup>25)</sup>。

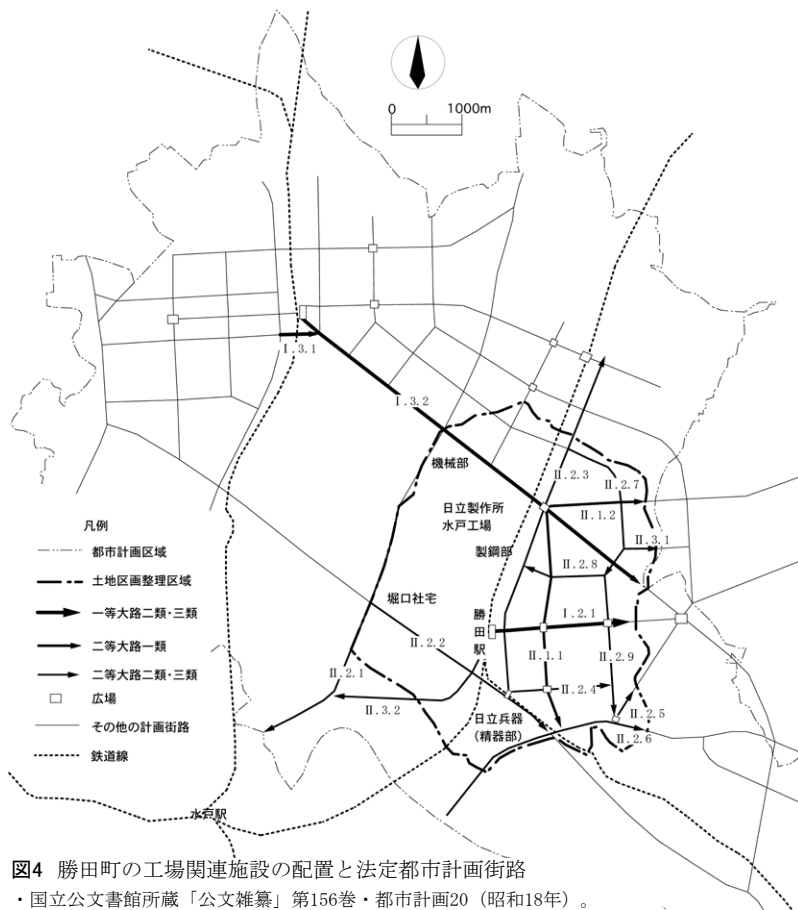


図4 勝田町の工場関連施設の配置と法定都市計画街路  
・国立公文書館所蔵「公文雑纂」第156巻・都市計画20（昭和18年）。

……昭和十八年度ニ於テ都市計画街路事業トシマシテ、総事業費十一万三千円ヲ以テ勝田町長ガ之ヲ執行セントスルモノデアリマスガ、内務省ノ国道改良事業ト合併施行致シマス場合ハ非常ニ便利デアリマス。工事ノ期間ノ短縮モ出来マスシ、ソレカラ経費ノ節約ヲモ図ルコトガ出来マスノデ内務省委託工事トシテ施行セントスルモノデアリマス。而シテ此ノ事業ノ内容ハ時局下デアリマスノデ資材ハ出来ルダケ節約ニ努メマシテ、交通ノ緩和ヲ図ルコトニ重点ヲ置イテヤルコトニ致シ、是ガ充当財源ハ全額起債ニ依ルモノデアリマス。是ガ完成致シマスト申上ゲルマデモナク交通ノ円滑ヲ図リマシテ、軍需産業ノ生産力拡充ニ寄与スルコト非常ニ大ナリモノガアルト信ズル次第デアリマス。

内務省の国道改良事業では、国道六号線を7.5mから9mに拡幅するという計画だったが、それを引き継ぐかたちで二等大路二類の都市計画街路として決定し、延長3,972mの区間をさらに12mから15mに拡幅しようとする計画であった。勝田町で単独で事業化するよりも、経費の節約と工期の短縮が見込まれていた。時局に鑑み、資材を出来るだけ節約する方針だったが、それでも総事業費11万3,000円を町費から支弁することは容易ではなかった。このため事業費の全額を起債で支弁することを見込んでいた。その背景には、国道事業の場合、優先的に起債が認められていたことがあったと考えられる。軍需産業の生産力拡充という大義のもと、委員会の審議はまったく異議なく可決された。内務省の認可を得て、最終決定された同事業の理由書には、「勝田町ハ株式会社日立製作所水戸工場日立兵器株式会社水戸工場等ノ重要工場建設セラルトニ及著シク交通輻輳ヲ極ムルニ至リタルヲ以テ不取敢本年度ニ於テ二等大路第二類第一号線ヲ国道改良事業ト併セ勝田町長ヲシテ執行セシメムトスルモノナリ」と記されている。このことから日立製作所水戸工場の操業に

よって引き起こされた交通の輻輳に対処するために、優先的に道路整備が進められたことがわかる。

一方で、注目したいのは、都市計画街路のさらに北側で広域な街路計画が策定されている点である。図4から、今回、追加決定された都市計画街路が原則として、後述する土地区画整理区域内の街路だったといえるが、それを延長するかたちで街路計画が策定され、全体として日立製作所水戸工場を取り囲むように配置していることが読み取れる。また街路の結節点には都市計画街路と同様に、広場も計画されていた。またこの街路計画では、一部の街路が都市計画区域の外側にまで達していることが確認される。つまり今回の都市計画街路の変更も暫定的に計画されたものであり、将来的には都市計画区域の変更とともにさらに大規模な計画へと展開させることを視野に入れていたことが想定されよう。

### 5. 勝田都市計画土地区画整理の計画内容

さて、さきにもたように都市計画街路事業は、国道整備事業に限られていたが、それ以外の都市計画街路は土地区画整理事業を併用して実施される予定であった。勝田の土地区画整理は、昭和18年10月30日に開催された第十三回都市計画茨城地方委員会の議第二十八号「勝田都市計画土地区画整理決定ノ件」として審議された<sup>26)</sup>。審議にあたって幹事の叶はつぎのように説明している。

……街路ハ茲ニ総テ決定ヲ致シタノデアリマスガ、更ニ勝田駅ヲ中心トシマシタ今後市街化ノ傾向ノ非常ニ顕著ナ部分ニ対シマシテ、都市計画土地区画整理ノ決定ヲ致シマシテ総合計画ヲ立テ理想的ノ工業都市ヲ建設シナケレバナラナイノデアリマス。其ノ面積ハコチラノ小サイ方ノ図面デ申上ゲマス、是ガ六号国道デアリマス。勝田駅ハ此処ニナリマス。今御話シ申上ゲマスル区域ハ此ノ青イ線ノ部分デアリマシテ、是ガ面積ハ約四百五十七万五千坪デ、此ノ線ノ区域ハ工場敷地デアリマス。是ガ日立製作所、是ガ日兵。之ヲ除キマスト此ノ青イ部分ノ中ノ面積ガ大体三百九万坪バカリニナリマスノデ、人口一人当リノ占メル面積ヲ三十坪ト致シマス、大体此ノ区域ノ中ニ十万人バカリノ人ガ入ル、斯様ナ計算ニナリマス。ソレカラ此ノ区域ノ中ニ於キマシテ都市ノ配分計画ハ防空トカ防火ト云フヤウナ方面カラ水田ハ出来ルダケ残シマシテ、食糧増産ノ犠牲ヲ最小限度ニ止メル。ソレカラ山林地帯ガ此ノ区域内ニ相当スルノデスガ、結局其ノ山林地帯ト水田ト云フモノヲ結び合セマシテ、此ノ図面デ緑色ニ現ハレテ居ル部分デゴザイマスガ、之ヲ大体一ヶ所八千乃至一万人位ノ程度ノ国民学校区ト云フモノヲ近隣単位トシテ考ヘマシテ、其ノ周辺ニ水田ト山林トヲ結び附ケテ緑地ト云フモノヲ取巻クヤウニ致シマシタ。即チ田園都市ヲ此処ニ建設スルト云フヤウナ計画ニ相成ツテ居リマス。尚此ノ区域ノ中ニ公館地区ヲ、此ノ周囲デハ丁度此処ニナリマス。是ガ勝田駅デアリマシテ、此ノ辺ニ公館地区ヲ一ヶ所考ヘマシテ、其他ニ国民学校ガ九ツ、此ノ赤イ識シノ所デゴザイマス。此処ニ一ツ既設ノガゴザイマスガ、九校分ヲ考ヘ其ノ他ニ中等学校ノ敷地ヲ、此ノ黄色ノ所デアリマスガ、是等ノ敷地ヲ留保致シマシテ幼児公園、幼年公園、少年公園等小公園ハ此ノ青ク小サク識サレテ居ルノガソレデアリマス。ソレカラ運動場、運動場ハ大キイモノガ二ヶ所、サウ云フヤウニ公園、運動場等ヲ適当ニ配置致シマシテ市民ノ保健衛生ニ寄与シタイ、斯様ナ計画ニシテアルノデゴザイマス。是等今後ニ就キマス事業ノ概要ト致シマシテハ土地ノ交換分合、地目ノ変更其ノ他ノ施設ヲ行ヒマシテ土地ノ利用増進ヲ図リ、尚公園、緑地、運動場等ノ施設ニ付キマシテハ今後別途都市計画事業トシテ実施致シタイト考ヘテ居リマス。



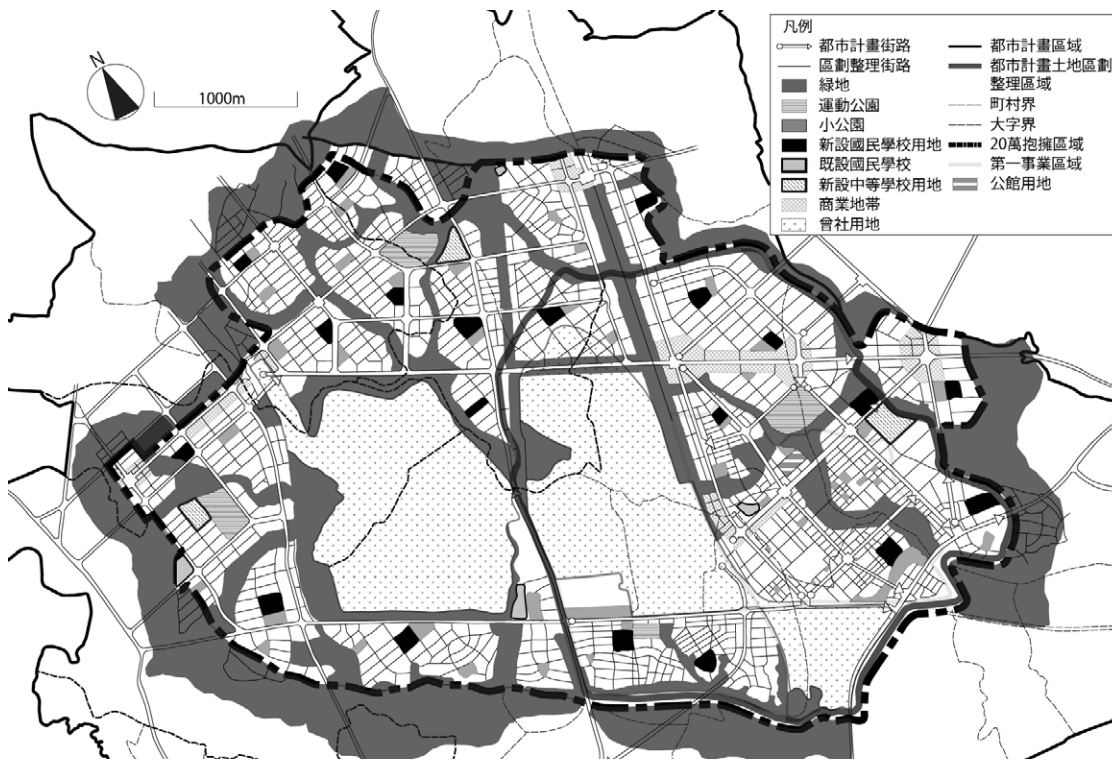


図5 勝田都市計画土地区画整理予想図

・茨城県立歴史館所蔵「勝田都市計画土地区画整理決定ニ関スル綴」（昭和18年10月30日）所収。原図が彩色図のためトレース。

この説明から勝田の土地区画整理による総合計画は、総面積457万5,000坪（図5-都市計画土地区画整理区域）の内、日立製作所・日立兵器の敷地を除く、309万坪に人口10万3,000人を収容する計画だったことがわかる。人口一人当たりの面積は30坪を想定していた。当時、国内では国庫補助による土地区画整理事業によって全国二三地区において新興工業都市建設事業が行われていた。その際、昭和16年に内務省計画局から通牒された「新興工業都市建設の指導要領」<sup>27)</sup>では、「市街地ハナルバク疎開ヲ計リ、人口密度ハ「ヘクター」当リ一〇〇人ヲ目途トスルコト」と定められていた。1haは約3025坪であるから、1人あたりの面積は30.25坪となる。その基準に照らし合わせてみるならば、勝田は新興工業都市には指定されてはいなかったけれど、人口密度に関しては、それに準拠して計画が策定されていたと考えられる。

そして、とりわけ特徴的なのは、「国民学校区ト云フモノヲ近隣単位トシテ考ヘマシテ」と述べられているように、土地区画整理区域内に国民学校をあらたに9ヶ所設け（既設1を含めると合計で10校）、学校を単位とした近隣住区論の考え方を取り入れている点である（図5）。また学校は、ほとんどが小公園ないし緑地と一体的に配置されていることが確認される。これは周知の通り、帝都復興で編み出され、戦災復興事業で全国各地に普及した方式であるが、勝田でも導入されていた。なお、一学校区は、およそ8,000人から10,000人を想定していた。

また土地区画整理区域内では、防空、防火の観点から水田をできるだけ残し、それによって戦時下の食糧難にも対応しようとする意図があった。そして保全した水田と山林地帯を組み合わせることにより、広範な緑地帯を設けていた点に大きな特徴がある。この緑地帯は、パーク・システムのように、土地区画整理区域内を張り巡らされており、各近隣住区を取り囲むように配置されていたことがわ

かる（図5）。そのなかには歩車分離の考え方から、歩行者空間として機能するように配置されていた緑地もあったことが読み取れる。また工場用地の周囲には、緩衝帯として機能するように緑地が計画されていたことがわかる。一方で、土地区画整理区域の外周を取り囲むように、グリーン・ベルトとして緑地帯が計画されていたことがわかる。エベネザー・ハーワードの田園都市論とは、都市の規模や土地の経営面等において異なるものであったが、グリーンベルトで囲まれた市街地に、日立製作所の工場と住宅等の住宅地が職住近接で

配置されるという発想自体は田園都市と共通していることから、「田園都市ヲ此処ニ建設スル」という表現が使われたと解釈することもできよう。

さて、「勝田都市計画土地区画整理予想図」（図5）の計画策定に内田祥三が直接かかわったという事実は、管見の限りではあるが、確認されない。実際、内田の計画案（前掲図2）と比較してみても、計画内容自体に共通点はほとんど見出せない。しかしながら、少なくとも当時、国内で本格的に近隣住区論を実践した先行例がほとんどないことを踏まえれば、内田の計画論から着想の手がかりを得ていたと考えるのが妥当ではないか<sup>28)</sup>。ちなみに内田祥三は、昭和17-18年に、日本生活科学会建築分科会の学術委員長を務めており、伊東五郎、内田祥文、丹下健三らとともに国民標準住宅について調査・研究を行っている。分科会では「工業都市建設事業ニ於ケル設計方針及法制其ノ他ノ制度ノ整備ニ関スル考察」（伊東）や「我国に於ける国民学校住区の研究及計画」（内田祥文）、「近隣単位の研究及計画」（丹下）といった報告がなされており<sup>29)</sup>、当時の国策であった「大都市抑制」と「工業の地方分散化」のなかで、国民住宅の供給方法とともに国民学校を基本とした近隣住区の単位が検討されていた。たしかな証拠は得られていないものの、これまでの計画の経緯をふまえれば、勝田の法定都市計画が、内田祥三を中心に進められた近隣住区に関する一連の調査・研究から何らかの影響を受けていたことは想像に難くない。

ところで、初期の近隣住区の実践事例として、住宅営団による川崎古市場の事例が知られている<sup>30)</sup>。ここでは、幹線道路に囲まれた一つの住区に小学校や公園などを配置し、住宅地を建設しているにすぎないが、勝田では一つの住区ではなく、多数の住区を配置することを視野に入れた住宅政策であり、本格的に近隣住区論を導入したニュータウン建設だったと位置づけることができる。

以上の計画内容に対し、委員の山田博愛（元内務大臣官房都市計画課）はつぎのように意見を述べている<sup>31)</sup>。

図面ヲ拜見シ、尚只今ノ御説明ニ依ツテ誠ニ適当ナ計画ト思ハレルノデアリマスガ、此ノ計画ノ中ノ緑地ガ十「パーセント」以上、ソレカラ公園ヲ五「パーセント」以上取ラレ、其ノ他ニ運動場トシテニヶ所モ場所ガ保留シテアルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、何分ニモ大工場ヲ控ヘテノ区域デアリマスノデ、実行サレル場合ニハ多少ノ疑問モアリ。又困難ヲ伴フカモ知レマセヌガ、此ノ緑地並ニ公園、運動場等ハ防空上並ニ保健衛生上大事ナ施設ニ属スルモノデアリマシテ、万難ヲ排シテ其ノ実現ヲ期セラレヤウニ希望スル訳デアリマス。此ノ希望ヲ申上ゲマシテ原案ニ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス。

勝田の計画では、緑地が10%以上、公園5%以上という計画だったことがわかる。当時の法定都市計画の現場では、「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」（昭和8年7月20日内務次官通牒）にもとづいて策定されるのが一般的であり、「土地区画整理設計標準」では「公園面積ハ地区面積ノ三パーセント以上」とされていたが、それを上回る高い水準の計画だったことがわかる。一方、「新興工業都市建設の指導要領」では、「公園、緑地面積ハ地区面積ノ五「パーセント」以上ヲトスルコト」とされていた。つまり、勝田は新興工業都市計画には指定されてはいなかったが、公園についてはそれに準拠した計画内容だったことがうかがえる。緑地については、さきにみたようにグリーンベルトや、近隣住区論を取り入れた緑地帯を設けていたことから、新興工業都市計画よりもさらに広範囲に設定されていたことがわかる<sup>32)</sup>。それに加えて、広大な運動場がニヶ所も計画されていた。このため山田はその実現性に危惧を示したのである。とはいえ、この高い水準を維持した計画は、防空、保健衛生上でも効果が期待されるため、計画内容そのものには賛同しており、その実現を強く希望した。その発言を受けて、特に異議もなく、読会を省略して可決され、所定の手続きを経て、昭和18年11月26日に告示された（内務省告示第680号）。

このときの可決された「勝田都市計画土地区画整理」<sup>33)</sup>に示された設計方針は以下の通りであった。

- 一 街路ハ都市計画トシテ決定セルモノニ依ルノ外特別ノ事由アル場合ヲ除キ幅員ハ総テ六「メートル」以上トシ土地ノ状況ヲ精査シテ其ノ配置ヲ決定ムルモノトス
- 二 緑地、公園及運動場  
緑地面積ノ地区面積ニ対スル割合ハ一〇「パーセント」以上、公園ハ五「パーセント」以上トシ運動場ハニヶ所ヲ留保スルモノトス
- 三 国民学校用地ハ九校分ヲ中等学校用地ハ一校分ヲ留保シ土地ノ状況ヲ精査シテ其ノ配置ヲ決定スルモノトス
- 四 画地ハ特別ノ事由アル場合ノ外住居、商業ニ適スル様決定スルモノトス

このうち二と三に関しては、すでに述べた通りであるが、一は都市計画街路以外の区画整理街路、四は土地区画整理の画地に関する記述となっている。「土地区画整理設計標準」（昭和8年内務次官通牒）と「新興工業都市建設の指導要領」（昭和16年内務省計画局通

牒）でも六メートル以上を標準としており、当時の一般的な区画整理と同等の道路幅員であったといえる<sup>34)</sup>。一方、画地については、「土地区画整理設計標準」において住居地域については特一級、一級～四級の五等級、商業地域については一級～四級の四等級が設けられており、「新興工業都市建設の指導要領」では三級以上とすることと明記されていたが、勝田の土地区画整理では等級に関する規定はなかった。

また「勝田都市計画土地区画整理決定資料」<sup>35)</sup>には、事業概要についてつぎのように記されている。

#### 一、一般方針

株式会社日立製作所水戸工場及日立兵器株式会社水戸工場ハ生産力ノ拡充ニ伴ヒ勝田町ヲ中心トスル隣接五台村、佐野村及菅谷町ニ跨リ工場ノ敷地拡張セラルトヤ工場ノ建設モ著シク進捗シ之ガ完成ノ曉ニ於ケル従業員並ニ其ノ附帯人口ヲ推定スルキハ都市人口二十万ヲ下ラザルモノト予想セラル而シテ之ガ市街地ノ構成配分計画ハ国民学校区ヲ以テ各々ノ標準地区ト為シ職場ヨリノ距離ヲ考慮シ工場地ノ隔離市街地ノ疎開ニ留意スル共ニ農耕地ハ努メテ之ヲ保留シ各所ニ散在スル一団ノ林地ト連絡シ更ニ防空ノ完璧ヲ期セムガ為メ市街地ノ周辺ニ一火防緑地ヲ配置シ以テ農林地域ヲ抱擁スル田園工業都市ヲ建設シ戦時下ニ於ケル防空防火ニ備ヘントスルモノナリ

#### 二、事由書

今次国策遂行ニ至大ノ関係ヲ有スル株式会社日立製作所水戸工場及日立兵器株式会社水戸工場等ノ重要工場ハ工場拡充著々進捗ヲ見、附近一帯ハ都市的影響ヲ受ケツアルニ鑑ミ省線勝田駅ヲ中心トスル四百五十七万五千坪ノ一団地ヲ都市計画土地区画整理トシ決定シ以テ人口約十萬三千人ヲ抱擁セムトス

#### 三、事業概要

工業都市トシテノ使命ヲ完全ニ達成セムガ為ニハ土地区画整理事業ニ依ルヲ原則トシ公園、緑地、運動場、国民学校等ハ敷地ノ保留ニ止メレガ施設ニ対シテハ別途都市計画事業トシテ実現シ土地ノ交換、分合、地目変換及其他諸般ノ施設ヲモ為サムトスルモノナリ

#### 四、整理施行者ノ予定及施行地ノ範囲並施行ノ時期順序

整理施行者ノ予定 茨城県

施行地ノ範囲 全区域

施行ノ時期順序 決定後一年以内ニシテ急シテ要スル区域ヨリ順次施行ス

「三、事業概要」に記されるように、公園、緑地、運動場、国民学校の敷地は、土地区画整理事業によって保留するが、各施設の整備は別の都市計画事業として実施する方針だったことがわかる。区画整理は県施行で実施し、計画決定後一年以内に急を要する区域から順次施行するというものであった。一般に、土地区画整理は民間施行を原則とし、一年間民間で施行されない場合に限って公共団体施行とするというのが、都市計画法制定当時の考え方であった。しかし昭和三陸津波を契機に再検討が加えられ<sup>36)</sup>、昭和9年12月の都市計画法第一三条の改正によって「但シ災害其ノ他特別ノ事情ニ因リ特ニ急シテ要スル場合ニ於テハ認可後一年以内ト雖モ之ヲ施行セシムコトヲ得」という但し書きが追加された。これによって急を要する区画整理の場合には、公共団体施行であっても一年以内に施行が可能になった。勝田の土地区画整理は、戦時下の「工業ノ地方分散化」という特別の事情を背景に、公共団体施行としてすみやかに事業化されることになった。

6. 勝田都市計画土地区画整理の事業化

これまでみてきたように勝田都市計画土地区画整理は、当時としては最先端の計画内容だったことが明らかとなった。それでは、その具体化に向けて実際の設計・事業内容はどうだったのだろうか。勝田の土地区画整理の施行は、昭和19年2月18日の茨城県報（2020号）で告示された<sup>37)</sup>。

昭和十八年一月二六日内務省告示第六百八十一号勝田都市計画勝田土地区画整理中左ノ区域ニ係ルモノヲ都市計画事業トシテ茨城県ニ於テ之ヲ施行シ昭和二十年年度迄ニ工事ヲ完了スベキ旨昭和十八年一月二七日内務大臣ヨリ命令アリ

昭和十九年二月十八日

茨城県知事 古井喜實

区域 那珂郡勝田町大字中根、大字勝倉、大字東石川、大字武田  
大字堀口及大字市毛ノ各一部  
約百五十八万五千坪

この内容から、勝田都市計画土地区画整理事業は、昭和18年11月26日に内務省から告示された施行命令によって事業決定され、昭和19年2月18日の茨城県告示によって県施行として昭和20年度まで実施されることになったことがわかる。土地区画整理の面積は、全体計画の総面積457万5,000坪の内、158万5,000坪において実施されるこ

表3 勝田都市計画土地区画整理による区画整理前後の土地利用

	区画整理前		区画整理後			
	面積(坪)	割合(%)	面積(坪)	割合(%)		
民有地	有租地	田	106,996	6.8	110,831	7.0
		畑	478,780	30.2	455,000	28.7
		宅地	119,343	7.5	238,000	15.0
		山林	517,209	31.6	161,720	10.2
		その他	5,855	0.4	1	0.0
	無租地	道路	5,601	0.4	—	—
		公園	—	—	130,180	8.2
		墓地	2,508	0.2	—	—
		学校敷地	—	—	41,366	2.6
		公館用地	—	—	12,000	0.8
国有地	役場敷地	—	—	1,600	0.1	
	その他	26	0.0	—	0.0	
	道路	58,038	3.7	195,923	12.4	
	溝渠	8,647	0.6	7,297	0.5	
山林	227,498	14.3	227,498	14.3		
その他	8,211	0.5	3,584	0.2		
調査増	46,288	2.9	—	—		
合計	1,585,000	100.0	1,585,000	100.0		

・茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年3月20日）所収「茨城県告示第二百二十一号」より作成。面積は坪単位までを集計。割合は小数点第一位以下は四捨五入。

表6 勝田都市計画土地区画整理の事業費内訳

費目	金額(円)	摘要
都市計画街路工事費	521,219	地区外工事を含む
区画整理街路工事費	769,758	
水路改修費	25,000	延長約500m
公園費	13,000	手入雑費
補償費	331,423	立木補償、家屋補償、借地料、離作料
事務費	554,750	
予備費	34,850	
合計	2,250,000	

・茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年3月20日）所収「茨城県告示第二百二十一号」より作成。

表4 都市計画街路の事業費内訳

等級	類別	番号	幅員(m)	延長(m)	事業費(円)
1	2	1	33	1,462	189,174
2	1	1	18	1,915	60,514
			15	555	18,398
2	2	3	15	1,495	54,628
2	2	4	15	655	61,048
2	2	6	15	635	52,158
2	2	8	15	695	35,628
2	2	9	15	410	10,045
2	3	2	15	569	9,800
			12	860	29,826
合計				9,251	521,219

・茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年3月20日）所収「茨城県告示第二百二十一号」より作成。

表5 区画整理街路の事業費内訳

幅員(m)	総延長(m)	事業路線(m)	事業費(円)
20	570	75	2,138
15	119	119	2,916
11	3,395	3,395	131,883
9.5	1,410	—	—
8	21,531	17,081	231,145
6	35,077	34,467	393,078
4	441	441	4,278
広場	2160㎡	2160㎡	4,320
合計	62,543	55,578	769,758

・茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年3月20日）所収「茨城県告示第二百二十一号」より作成。

とになった。区画整理の区域は、中根、勝倉、東石川、武田、堀口、市毛の一部となっており（図6-枠線内〔中根地区の東側を除く〕）、このうち東石川、勝倉、堀口には日立製作所の社宅群が、武田には同社の寮が建設されていた。日立製作所の社宅街が先行して造成されていた事実と照らし合わせてみるならば、その後処理としての土地区画整理を県が実施しようとしていた構図がみえてこよう。

事業の実施にあたって 昭和19年3月20日に茨城県告示第二百二十一号として、「勝田都市計画事業勝田土地区画整理ニ関スル施行規程」（以下「施行規程」）と「茨城県勝田都市計画事業勝田土地区画整理設計書」（以下「設計書」）が告示され、縦覧された後、同年4月28日に認可された<sup>38)</sup>。

施行規程は、十九条と附則から成っており、県施行のため、茨城県知事の執行力を明文化した内容になっている。第十三条には、「…株式会社日立製作所及日立兵器株式会社所有者ニ対シテハ従前ノ実測地積ヨリ整理後其ノ所有地内ニ於テ公用若ハ公共ニ供スル土地トナルベキ地積ヲ控除シタルモノヲ権利地積トシテ之ヲ交付シ清算ヲ行ハザルコトヲ得、整理施行ノ結果生ジタル学校敷地予定地ハ之ヲ勝田町ニ無償交付ス」とある。広大な敷地の日立製作所と日立兵器の所有地に関しては、公用・公共用地を控除した面積を交付し、学校予定地を勝田町に無償で提供することとされており、区画整理事業の複雑な清算を簡略化しようとしていたことがわかる。

設計書は、全九項目で構成されており、「第一 整理施行ノ現況」「第二 工事施行の目的」「第三 工事ノ他ノ事業ノ計画説明」「第四 主要工事ノ仕様」「第五 整理施行前後ニ於ケル土地ノ筆数地積ノ目別合計対照表」「第六 一般図（整理地区市街化見込図）」「第七 整理予定図」「第八 工事ノ着手及完了ノ予定時期」「第九 事業費予算」となっている。

設計書をもとに、まず換地前後の土地利用の変化についてみておきたい。表3から、山林の割合が31.6%から10.2%に減少している一方で、宅地が7.5%から15%に増加していることから、山林を切り開いて宅地にする方針だったことが読み取れる。田畑の割合はほとん

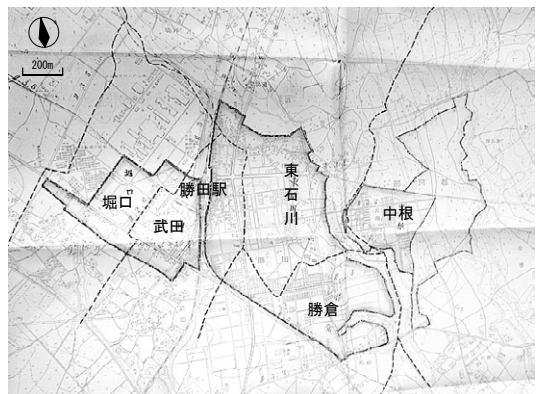


図6 勝田都市計画土地区画整理施行令変更申請図

・国立公文書館所蔵「都市計画及び都市計画事業の決定書類等」（大阪府・茨城県、昭和30-35年）所収。土地区画整理施行区域図の該当部分を抜粋。中根地区の東側の枠線内は戦後に追加変更。



ど減少しておらず、「食糧増産ノ犠牲ヲ最小限度ニ止メル」という当初計画の方針が継承されたことがうかがえる。その結果、他の新興工業都市と比べると宅地造成の比率が低くなったと考えられる<sup>39)</sup>。一方、土地区画整理の減歩率24.24%であり、道路、公園、公共用地等の土地面積は24.5%にとどまっていた。「新興工業都市建設の指導要領」（昭和16年内務省計画局通牒）に示された「街路、広場、堤塘、溝渠、運河、河川、公共物揚場、公園、緑地ノ面積ハ地区面積ノ三五「パーセント」以上ヲ以テ目途トスルコト」に照らし合わせてみると、公共用地の割合が随分少ないことがわかる。むしろ一般的な土地区画整理の設計標準であった「土地区画整理設計標準」の二五%以内を目途とするという方針に準拠していたと考えるのが妥当であろう。ただし、公園については、8.2%が確保されており、「新興工業都市建設の指導要領」に示された公園、緑地の面積は地区面積の五%以上とすることという基準を十分に満たしていたことが確認される。

ついで街路についてみると、表4から都市計画街路は8路線、総延長9,251mの整備が計画されていたことがわかる。総事業費は52万1,219円であり、二等大路三類一号線については、一部地区外の工事を含んでいた。なお、二等大路二類二路線については、別途事業において工事完了と記載されており、さきにみた都市計画街路事業で整備されたことにより、予算は計上されていない。

一方、区画整理街路は幅員六メートル以上とされていたが、一部幅員4mの箇所があった。また区画整理街路であっても、幅員20m、15mの広幅員街路も含まれていた。これらの事業費単価は都市計画街路に近い金額になっており、区画整理街路にしては高い水準の道路整備が予定されていたと考えられる。また金上駅の裏に2,160㎡の広場が計画されていた。広場を含む区画整理街路の事業費は総額76万9,758円であった。

このほかに国民学校4校（既設1）、公館用地が計画されていた。国民学校の予定地が、当初、既設を含めて10校だったのが、5校に変更されており、学校を単位とする住宅地計画は大幅に修正されたと考えられる。緑地・公園・運動場に関しては、幼児公園、幼年公園、少年公園を分散的に配置し、運動場一箇所を設けることとされた。ただし、事業費に関しては、手入雑費の1万3,000円が計上されているだけであり、植栽や遊具施設等を整備する計画ではなかったと想定される。

さて、昭和19年11月27日には、施行規程の第三条に基づき、「勝田土地区画整理委員会規程」（茨城県告示第六百九十一号）が定められ、知事の諮問機関である土地区画整理委員会が設置された<sup>40)</sup>。同規程の第三条で、委員会の会長は知事、委員は茨城県内政部長、経済第二部長、庶務課長、土木課長、都市計画茨城地方委員会委員の勝田町会議員、勝田町長、学識経験者（2名以内）、区内土地所有者（5名以内）であった。

こうして実施体制が整ったものの、すぐに終戦を迎えたことから事業の進捗自体は、はかばかしいものではなかったと推察される。戦後まもなくに作成された「勝田都市計画事業土地区画整理設計変更前後対照図」<sup>41)</sup>という図面からは、日立製作所が造成した社宅街と住宅営団が開発した住宅地の道路は竣功しているものの、それ以外の道路の大半が未施工だったことが確認される。このため、昭和25年9月20日に19万7,000坪の追加施行命令が出された後に<sup>42)</sup>、昭和

26年12月25日に勝田都市計画事業勝田土地区画整理施行規程改正と設計書変更が認可され、事業の収束が図られた<sup>43)</sup>。その後、市街地中心部（72万1,000坪）の土地区画整理事業が県によって施行された後に、勝田方式として知られる市街地整備へと推移していくことになる<sup>44)</sup>。

## おわりに

ここまで勝田の工業開発と法定都市計画との関係についてみてきた。勝田では、日立製作所の工場用地の買収が先行して行なわれ、それに追従するかたちで法定都市計画が策定されていたことが明らかとなった。都市計画街路事業も、既存の国道・県道事業を追認して計画決定され、実際には起債によって国道の拡幅工事が実施された。一方で、都市全体にわたる基盤整備は、土地区画整理事業によって実施されることになっており、新興工業都市計画の水準に匹敵する計画が策定されていた。こうした内容はこれまで指摘されている工業開発の手法と大きく変わる点はないが、勝田で特徴的だったのは、近隣住区論を積極的に取り入れようとしていた点にある。国民学校を計画の単位として緑地を広範に設け、結果として当時の計画標準よりも高い水準の緑地が計画されていた。けれども実際の事業は、先行していた日立製作所の社宅街造成を県が後処理として実施するというものであり、当初計画は実施設計に向けて大幅に変更され、工場用地の換地方法や公園の面積を除けば、一般的な土地区画整理と大差ない内容にとどまった。

勝田の法定都市計画で特徴的だった近隣住区の端緒となったのは、内田祥三らが作成した勝田住宅地計画案であった。内田は植民地下の大同の都市計画で先進的に近隣住区を実践したことで知られているが、勝田の住宅地計画案は、国内でも最初期に導入を試みた事例として位置づけられる。勝田の住宅地計画案は、修正案が厚生省社会局編「労務者住宅建設指針」<sup>45)</sup>でも取り上げられているように、当時の住宅地開発のモデルとなったと考えられる点で重要であったが、実現はしなかった。またその後の法定都市計画の計画内容にも直接的には影響していない。

けれども近隣住区の考え方自体は、たしかに法定都市計画に受け継がれていた。戦争が激化した1940年代以降、国防の観点から大都市の抑制と工業の地方分散化が本格化し、防空や防火とともに食糧増産のための農地確保が課題となってくる。本稿で明らかにしたように、勝田の法定都市計画でもこれらの課題に対応した計画図が作成されており、とりわけグリーンベルトを配置して農地保全を図っていた点で特徴的であった。また一方で重要な課題となったのが、資材統制のなかでの住宅供給である。住宅営団に代表されるように、標準化された住宅建設が全国的に展開されるなか、それと連動して住宅地の造成においても都市計画的な視点から技術標準が検討された。内田祥三は側近の研究者らと国民学校住区や近隣単位に関する一連の調査・研究を行い、さまざまな計画標準案を提案している。そうしたなかで一部の新興工業都市でも、近隣住区を意識したとみられる計画図が作成されているが<sup>46)</sup>、とりわけ勝田の法定都市計画は、区域内に緑地帯を張り巡らせて、学校区を計画単位としてより明確に導入していた点で特筆される。

戦後、戦災復興に向けて設けられた技術標準には、近隣住区論の考え方が取り入れられているが、その原型は戦時中に醸成されたと

される<sup>47)</sup>。本稿で取り上げた勝田の法定都市計画は、当初の計画通りには実現はしなかったものの、これまで知られている戦前の国内の近隣住区の実例よりも、本格的に近隣住区論を取り入れたニュータウン計画だったとして評価されよう<sup>48)</sup>。

## 謝辞

本研究は「新興工業都市計画に関する包括的研究」（科学研究費補助金（若手B）、「都市計画遺産」の概念構築と実態把握（科学研究費補助金（基盤B））の成果の一部である。ここに記して感謝申し上げます。

## 注

- 1) 越沢明「戦時期の住宅政策と都市計画」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究9 戦時経済』pp. 257-288, 1987）等。
- 2) 例えば、中川敬一郎、森川英正、由井彦彦編『近代日本経営史の基礎知識』（有斐閣、pp. 449-457, 1974）所収「わが国における上位企業の変遷」では、「昭和15年度下期の鉱工業上位100社」のなかで日立製作所は4位にランクされている。
- 3) 中野茂夫『企業城下町の都市計画～野田・倉敷・日立の企業戦略～』（筑波大学出版会、2009）のⅢ部、同「近代日本の重工業化と都市空間の変容～日立製作所と日立市を事例に～」(『日本建築学会計画系論文集』第590号、pp. 221-228, 2005年4月)、同「戦時下における旧多賀町の都市計画と新興工業都市計画事業」（都市計画論文集）40-3、2005年10月）等。
- 4) 山下直登『資本と地域社会～戦時下日立製作所の農村進出～』（校倉書房、1995）。
- 5) 国立公文書館所蔵「公文雑纂」第138巻・都市計画2（昭和18年）、同「公文雑纂」第156巻・都市計画20（昭和18年）、同「公文雑纂」第157巻・都市計画21（昭和18年）、「都市計画及び都市計画事業の決定書類等」（昭和17・国土街路決定・茨城・91冊の1）（昭和18・国土都市計画・茨城・121-122冊）。
- 6) 茨城県立歴史館所蔵「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」（昭和16年度～昭和18年度）、「勝田都市計画土地区画整理決定二関スル綴」（都市計画茨城地方委員会、昭和18年10月～12月）等。
- 7) 日立製作所勝田工場『勝田工場三十年の歩み』（同発行、1970年）、水戸工場史編纂委員会編『日立製作所水戸工場史』（第一巻、同発行、1982）、日立製作所史料編纂委員会編『株式会社日立製作所年譜 自明治四十一年～至昭和十五年三月』（昭和28年8月再版）、同編『株式会社日立製作所年譜』（自昭和14年3月～至昭和24年2月）（日立評論社、昭和29年）、日立木材地所株式会社『日立木材地所五十年史』（同発行、1990）等。
- 8) 「勝田の思い出」編集委員会『勝田の思い出』（日立製作所勝田工場、1970）、木村良雄「勝田昔がたり」（株式会社日立製作所勝田工場日立会、1970）。
- 9) 東京都立公文書館所蔵「内田祥三資料」所収 住宅営団研究部『住宅事情調査報告・第一輯』（東京都公文書館所蔵、1942）、「日立会瀬住宅地計画付属塙山・小咲山住宅地」、「日立製作所水戸工業都市」等。
- 10) 前掲『資本と地域社会～戦時下日立製作所の農村進出～』。
- 11) 前掲『勝田の思い出』pp. 13-17。
- 12) 前掲『日立木材地所五十年史』p. 52。
- 13) 前掲『日立木材地所五十年史』p. 57によれば、津田住宅176戸、長堀住宅214戸、金上住宅30戸が同事業によって完成したことがわかる。
- 14) 前掲『資本と地域社会～戦時下日立製作所の農村進出～』（p. 78）。
- 15) 前掲『企業城下町の都市計画』Ⅲ部で指摘されている。
- 16) 前掲「日立製作所水戸工業都市」（「内田祥三資料」所収）。
- 17) 内田祥三「大同の都市計画案に就て（1）（2）」（『建築雑誌』[656号、pp. 1281-1294, 1939. 11] [657号、pp. 1354-1368, 1939. 12]）。
- 18) 前掲『住宅事情調査報告・第一輯』pp. 34-36。
- 19) 前掲『住宅事情調査報告・第一輯』pp. 34-36。
- 20) 前掲『住宅事情調査報告・第一輯』pp. 34-36。
- 21) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第一回都市計画茨城地方委員会会議録」。
- 22) 国立公文書館所蔵「公文雑纂」第138巻・都市計画2（昭和18年）。
- 23) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第十三回都市計画茨城地方委員会会議録」。
- 24) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第十二回都市計画茨城地方委員会会議録」。

- 25) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第十二回都市計画茨城地方委員会会議録」。
- 26) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第十三回都市計画茨城地方委員会会議録」。
- 27) 土地区画整理研究会編「区画整理」（6巻10号、pp. 44-46, 1940）所収「新興工業都市整備方針」。以下、「新興工業都市建設の指導要領」に関する条文は同史料による。
- 28) 内田祥三先生肩寿祝賀記念作品集刊行会『内田祥三先生作品集』（鹿島研究所出版会、1969）pp. 174-177で高山英華が述懐しているように、内田祥三は工業都市の計画にあたって田園都市に興味を持って調査をしていたという。ちなみに内田は、「外国に於ける住宅敷地割類例集」（財団法人同潤会、昭和11年3月）および「外国に於ける住宅敷地割類例続集」（財団法人同潤会、昭和13年3月）の刊行にかかわっていたが、近隣住区の代表例として知られるラドバーンについても「New JerseyのRadburnの田園都市」と表現しているように、「田園都市」という用語について広義に解釈して使用していたことが確認される。とすれば、勝田の法定都市計画には近隣住区が取り入れられているにもかかわらず、「田園都市ヲ此処ニ建設スル」という方針が掲げられていた点からも、内田の計画案が反映されている可能性が示唆されよう。
- 29) 「生活科学会標準住宅 其1・其2」（昭和17年-18年、東京都公文書館所蔵「内田祥三資料」所収）。
- 30) 前掲「戦時期の住宅政策と都市計画」pp. 269-271。
- 31) 前掲「都市計画茨城地方委員会会議録 第一〇回～一四回」所収「第十三回都市計画茨城地方委員会会議録」。
- 32) ちなみに、この10%以上の緑地とは、戦災復興計画の「緑地計画標準」（昭和21年9月27日戦災復興院次長通牒）に匹敵する水準であった。
- 33) 「勝田都市計画土地区画整理」（茨城県立歴史館所蔵「勝田都市計画土地区画整理決定二関スル綴」昭和18年10月～12月所収）
- 34) 「新興工業都市建設の指導要領」には、「二〇〇以内毎に幅員八m以上の路線を配すること」も定められているが、この点については記述がない。
- 35) 茨城県立歴史館所蔵「勝田都市計画土地区画整理決定二関スル綴」昭和18年10月～12月所収。
- 36) 「都市計画法改正と衆議院」（『都市公論』16巻4号、1933年4月、pp. 92-93）所収の飯沼一省の答弁によれば、昭和三陸津波からの復興にあたって公共団体施行土地区画整理の原則について再検討が開始されたという。
- 37) 茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年2月18日）所収、茨城県告示第百六十号。
- 38) 茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年3月20日）所収、茨城県告示第百二十一号。
- 39) 例えば、日立製作所多賀工場が立地し、新興工業都市計画に指定された旧多賀町では、宅地が15.2%から45.2%に増加している（中野茂夫『企業城下町の年計画～野田・倉敷・日立の企業戦略～』筑波大学出版会、2009、p. 275）。
- 40) 茨城県立歴史館所蔵「茨城県報」（昭和19年11月27日）所収、茨城県告示第百九十一号。
- 41) 茨城県立歴史館所蔵「勝田土地区画整理施行規程改正・設計書変更綴」（計画課、昭和26年12月）所収の「勝田都市計画事業」（昭和二十四・二十五年度竣功並施行予定箇所図）。
- 42) 茨城県立歴史館所蔵「勝田土地区画整理施行区域追加書類」（茨城県土木部計画課、昭和25年9月起）。
- 43) 前掲「勝田土地区画整理施行規程改正・設計書変更綴」。
- 44) 勝田方式については、日端康雄ほか「市街地の基盤整備における計画図の機能とその成立条件について～勝田市における試みの事例研究～」（『日本建築学会計画系論文集』第449号、pp. 89-99, 1993. 7）に詳しい。
- 45) 厚生省社会局編「労務者住宅建設指針」（昭和15年3月25日）。
- 46) 戦時下の新興工業都市計画では、国民学校を基準に土地区画整理を計画したことが読み取れる都市計画図が作成されている。このことは、例えば、兵庫県政資料館所蔵「高砂土地区画整理事業一件書類」所収の広畑・高砂の都市計画図でも確認されるが、いずれも設計方針等に明確に近隣住区を示してはいない。
- 47) 例えば、越沢明「戦時期の住宅政策と都市計画」（近代日本研究会編『年報・近代日本研究9 戦時経済』pp. 257-288, 1987）では、「戦後日本の住宅政策、都市計画の原型はいずれも戦時期に確立された」と指摘されている。
- 48) 日本における近隣住区論の導入過程については、内田祥三とその系譜にある技術者の動向も含めて今後の課題としたい。特に戦災復興から戦後ニュータウン建設までの展開を視野に入れた分析が必要である。

(2013年10月10日原稿受理、2014年3月31日採用決定)